

複数の児童の申込をされる保護者の方へ

兄弟姉妹や双子など、複数の児童を合わせて申し込むこともできます。その場合は、一番下の弟もしくは妹の児童の第 1 希望の保育施設・保育事業の時間帯に大阪市行政オンラインシステムでの事前登録をお願いします。

申込されるお子さま 1 名につき、1 つの登録が必要となりますのでお気を付けてください。

自営業の方、自営専従者として就労している方へ

事業主の場合は、就労状況を証明するための添付書類が細分化されています。必ず『令和 5 年度 保育施設・保育事業利用の案内』をご確認いただき、お間違えないようにご準備ください。原本をお持ちいただければ受付時に区役所職員がコピーをとります。

事業主が青色申告の場合は「**事業主の確定申告の青色申告決算書の控え**」、事業主が白色申告の場合は「**事業主の確定申告の収支内訳書の控え**」を合わせて提示してください。（受付時に区役所職員がコピーをとります）。

なお、法人の経営者（役員等）の場合は、法人に雇用されている形として、就労証明書を記載してください。

転所の申込・地域型保育事業卒園後の申込をされる方へ

現在、認可の保育施設・保育事業をご利用中の児童にかかる申込に関しましては、**利用されている保育施設・保育事業者から児童の情報をいただくことへの保護者の同意を前提として、面接を省略します**。保育施設・保育事業者に預けたまま保護者のみご来庁くだされば OK です。受付会場での人の密集を少しでも避けるためにご協力をお願いします。

令和 4 年度の年度途中申込をされる予定の保護者の方へ

一斉申込の受付期間中は多くの方が来庁します。速やかに受付を終えて人の密集を避けるために、**年度途中申込は一斉申込の受付期間外にご来庁いただきますようお願い**します。

11 月利用申込は 9 月 23 日頃に受入数を公表しますので 9 月 28 日までのご提出をお願いします。また、12 月以降の利用希望の方は 10 月 18 日以降のご提出をお願いします。なお、12 月利用申込の締切は 11 月 5 日です。

新型コロナウイルス感染拡大防止のために何卒ご理解・ご協力をお願いします。

問合せにつきまして

※ 全ての方が対象です

一斉申込の受付期間中は、保育業務担当職員はもっぱら受付会場にて従事することとなるため、受付時間帯は問合せへの対応が困難です。**受付期間が始まる前の 9 月 29 日までに問合せいただきますようご協力をお願いします**。10 月 3 日以降に問合せの必要が生じることも有るかと思いますが、すぐのご回答は出来かねます。受付時間帯終了後の 18 時以降の回答となることもございますのでご了承ください。

問合せ先：淀川区役所保健福祉課子育て支援担当 06-6308-9423